

ちょっと、待ってください!! あなたは該当していませんか?

# 北海道水資源保全条例に基づく「事前届出」



**北** 海道は、豊かな自然環境に恵まれ、四季の変化が明瞭な気候の下で蓄えられる清らかな水は、すべての生命の源。私たちの安全で安心な生活や産業の発展に欠かせない大切な資源です。

**先** 人から受け継いだこの豊かな水資源の恩恵を、将来にわたり、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは私たちの使命です。

**道**、市町村、事業者、そして、全ての道民が、水資源の保全に関する各々の役割を認識し、一体となって取り組んでいくため、この条例が制定されています。

hosokan49撮影 北海道「京極町の水」

## ● どんなどきに … 該当するのか?

あなたが、**所有の土地を売ろうとするときなど**、その土地がこの条例で「水資源保全地域」に指定されている区域内にある場合に必要となります。相続や贈与の場合には必要ありません。



## ● 指定区域内にある土地なのか不明 … の場合は?

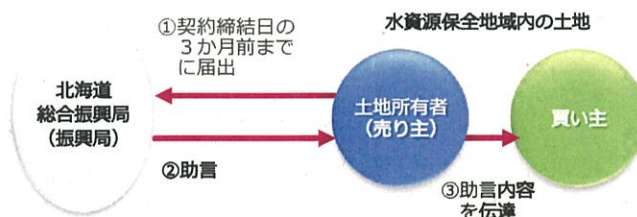
あなたの**土地が所在している北海道総合振興局・振興局**、若しくは、この手続きの事務を道から移譲されている市町村に問い合わせていただくとわかります。☞裏面をご参照ください。

## ● 届出者は … 誰なのか?

**売り主等**である、あなたが行う手続きです。

## ● 何を … 届け出なければならないのか?

「**水資源保全地域土地売買等届出書**」を提出しなければなりません。☞裏面をご参照ください。



## ● いつまでに … 届け出るのか?

**契約締結日の3か月前まで**です。ただし、契約日や相手方が決まっていな段階でも届出をしておくことができますので、先ずはご相談ください。

## ● どこに … 届け出ればいいのか?

あなたの**土地が所在している北海道総合振興局・振興局**、若しくは、この手続きの事務を道から移譲されている市町村に相談の上、届出書を提出してください。☞裏面をご参照ください。



■水資源保全地域を指定している市町村は次のとおりですので、該当する市町村がある場合、所有する土地が指定区域内にある可能性があります。該当の有無をご照会ください。

各振興局	水資源保全地域を指定している市町村	照会先、電話番号(直通)
空知総合振興局	芦別市 歌志内市 上砂川町 沼田町	地域政策課 0126-20-0146
石狩振興局	千歳市 石狩市 当別町	地域政策課 011-204-5815
後志総合振興局	小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 *倶知安町 共和町 岩内町 泊村 赤井川村	地域政策課 0136-23-1419
胆振総合振興局	登別市 伊達市 壮瞥町 *厚真町 洞爺湖町 *むかわ町	地域政策課 0143-24-9567
日高振興局	指定された地域はありません。	地域政策課 0146-26-7991
渡島総合振興局	函館市 *北斗市 知内町 七飯町 鹿部町 森町	地域政策課 0138-47-9429
檜山振興局	今金町	地域政策課 0139-52-6481
上川総合振興局	旭川市 名寄市 美瑛町 *上富良野町 中富良野町 占冠村 和寒町 *下川町 美深町	地域政策課 0166-46-5914
留萌振興局	増毛町	地域政策課 0164-42-8425
宗谷総合振興局	*稚内市 *枝幸町	地域政策課 0162-33-2524
オホーツク総合振興局	網走市 置戸町 斜里町	地域政策課 0152-41-0620
十勝総合振興局	帯広市 鹿追町 新得町 清水町 大樹町 広尾町	地域政策課 0155-27-8521
釧路総合振興局	釧路市 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村	地域政策課 0154-43-9143
根室振興局	別海町 標津町	地域政策課 0153-23-6817

\*印の市町村は、この手続きの事務を道から移譲されていますので、届出書の提出や相談はこちらの市町村にお願いします。

■「水資源保全地域土地売買等届出書」の記載方法(第1号様式の項目を抜粋)

1 契約当事者に関する事項

買主等	<input type="checkbox"/> 予定者有り	住所	
		氏名	
		電話	
		業種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 未定		
契約態様	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他 ( ) の ( <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定 )		
	※所有権以外の権利の場合、その内容		
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定有り 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 未定		

※提出部数及び提出方法

- ・届出書(正本)1部、これをコピーしたもの2部(副本)のご提出を頂きます。(持参又は、郵送で提出する場合)
- ・電子メールによる提出も可能です。(電子メールアドレスは、ホームページ参照)

未定でも構いません。先ずは、ご連絡ください。

未定でも構いません。予定がある場合もおおよそで構いません。

2 土地に関する事項

登記簿上の土地の所在地	登記地目	登記面積
合計 筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
現在の土地利用の現況		
権利の移転又は設定後における主な土地利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる ( ) <input type="checkbox"/> 未定	

不動産登記簿謄本に記載されている数値を転記してください。

複数の不動産がある場合、その合計を記入してください。

できるだけ具体的に、利用状況を記入してください。

未定でも構いません。いくつかの選択肢がある場合も記入してください。

【添付書類】 道路地図、住宅地図、地番図など土地の位置や形状、付近の様子がわかる図面の添付をお願いしています。

ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>